ハ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

［ニ～ヘ　略］

九　第百九十九条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［十～十九　略］

二十　第百九十九条第十一号ハに該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

ロ　主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ハ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

［ニ～ヘ　同上］

九　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［十～十九　同上］

二十　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由